

第10次堺市交通安全計画の概要について

計画策定にあたって

堺市交通安全計画は、昭和45年に制定された交通安全対策基本法に基づき、平成4年に堺市交通安全対策会議条例を制定し、市域における道路交通（道路、踏切道）の安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、国や大阪府に準じて、堺市交通安全対策会議が策定した計画です。本計画は、平成8年度策定の第6次計画以降、5年毎に策定されています。

先の第9次堺市交通安全計画では、平成27年までに年間の交通事故死者数を12人以下に抑制する目標値を掲げ、適切かつ効果的な施策を総合的に推進してきましたが、交通事故死者数は、平成23年にはこれまでの統計史上最少となる14人を記録したものの、各年で増減があり、目標の達成には至りませんでした。また、死傷者数を5,000人以下にするという目標についても、10年連続で減少を維持したものの、最終年の平成27年は5,123人で目標達成には至りませんでした。

このように交通事故状況は依然として厳しい状況で推移しており、とりわけ、高齢者や自転車に関連する交通事故が事故全体に占める割合が高く、今後も、より効果的な対策などを一層推進していく必要があります。

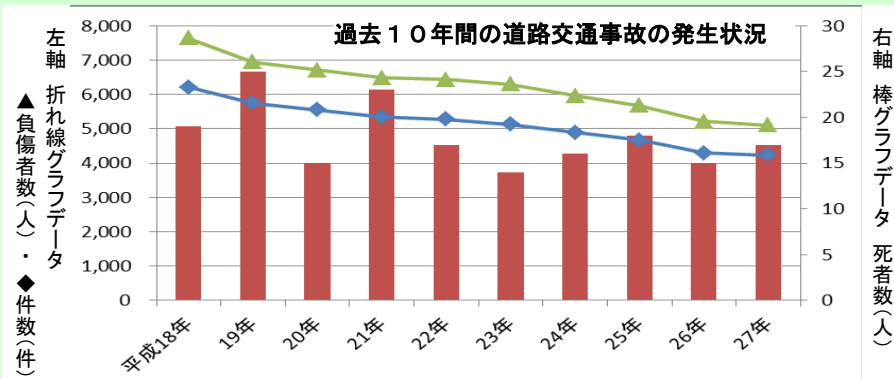
そこで、平成28年度から32年度における道路交通の安全に関する施策の大綱として、「第10次堺市交通安全計画」を定めるものです。

計画の基本理念

- 1 交通事故のないまちを目指して
- 2 人優先の交通安全思想
- 3 先端技術の積極的活用
- 4 交通社会を構成する三要素に係る安全対策
 - (1) 人間に係る安全対策
 - (2) 交通機関に係る安全対策
 - (3) 交通環境に係る安全対策
- 5 情報通信技術（ICT）の活用
- 6 救助・救急活動及び被害者支援の充実
- 7 参加・協働型の交通安全活動の推進
- 8 効果的・効率的な対策の実施

第1章 道路交通の安全

道路交通事故の現状



| 平成 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数(件) | 6,202 | 5,744 | 5,547 | 5,334 | 5,271 | 5,125 | 4,889 | 4,671 | 4,292 | 4,231 |
| 死者数(人) | 19 | 25 | 15 | 23 | 17 | 14 | 16 | 18 | 15 | 17 |
| 負傷者数(人) | 7,642 | 6,937 | 6,699 | 6,484 | 6,432 | 6,289 | 5,958 | 5,671 | 5,211 | 5,106 |

第10次堺市交通安全計画の目標

本計画の最終年である平成32年までに

交通事故による年間の
 死者数 10人以下
 死傷者数 3,800人以下 とします。

道路交通安全対策を考える視点

- I 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象
 - 1 高齢者及び子どもの安全確保
 - ・バリアフリー化された道路交通環境の形成
 - ・幼児から高齢者まで段階的な交通安全教育活動等の推進
 - 2 歩行者及び自転車の安全確保
 - ・歩道等歩行空間の確保
 - ・自転車利用者に対する交通安全教育・広報啓発の充実
 - 3 生活道路及び幹線道路における安全確保
 - ・幹線道路と生活道路の適切な機能分担
- II 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項
 - ・地域ぐるみの交通安全対策の推進 など

講じようとする施策

- 1 交通安全思想の普及徹底
 - 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ほか
 - ・自転車の安全利用（すべての自転車利用者へヘルメット着用促進 等）



小学校での交通安全教室



自転車安全利用講習会（ヘルメット購入補助）

- 2 安全運転の確保 ○運転者教育等の充実 など

- 3 道路交通環境の整備 ○交通安全施設等整備事業の推進
○自転車利用環境の総合的整備 など



＜整備前＞⇒＜整備後＞
安全な歩行空間の整備（歩道整備）



自転車通行環境の整備

- 4 車両の安全性の確保 ○自動車の検査及び点検整備の充実 など

- 5 道路交通秩序の維持 ○交通の指導取締りの強化 など

- 6 救助・救急活動の充実 ○救助・救急体制の整備 など

- 7 被害者支援の充実と推進

- 8 調査研究の充実

第2章 踏切道における交通の安全

目標 市民の理解と協力のもと、諸施策を総合的に推進することにより、踏切事故発生件数0を目指します。

講じようとする施策

- 1 踏切道の連続立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置